

(2) 育児休業中の方の申込み

育児休業中の方の申込み

育児休業中の申込みは、保育認定の事由が「就労」となるため、入所が決定した場合には、入所月の翌月1日までに「育児休業を取得した勤務先に同条件で」復職する必要があります。

復職の確認方法 ※復職の確認ができなかった場合、退所となる場合があります。

4月に入所した方	5月に実施する支給認定の現況確認(継続通園)の手続きで「就労証明書」をご提出いただき、復職の確認を行います。
5月以降の月に入所した方	「復職証明書(板橋区指定の書式、勤務先の証明が必要)」のご提出で、復職の確認を行います。

【4月入所した場合の復職日について】

育児休業中で復職を前提に申込みした方の復職期限は「入所月の翌月1日まで」です。

そのため、5月1日までに復職する必要があります。

Q

5月1日に有給休暇取得で復職し、5月2日も有給休暇取得、実際の就労開始はG.W明けの5月7日からでも大丈夫ですか？

⇒育児休業からの復職が条件のため、有給休暇取得での復職でも問題ありません。

復職時、育児短時間勤務制度等で勤務時間が短くなりますが、指数はどうなりますか？

育児短時間勤務制度等を利用する場合、勤務時間が月72時間(月12日以上かつ日中6時間等)以上(休憩時間含む)であれば、正規の勤務内容の指数で算定します。

育児時間中の就労時間については、就労証明書の「12. 育児のための短時間勤務制度利用有無」の欄で時間を確認します。「6. 就労時間」には、育児時間取得前の正規の契約時間をご記載ください。

申込みの段階では育児短時間勤務制度等を利用するか決まっていなくても、復職する際に決めても問題ないですか？

申込み時に育児短時間勤務制度等の利用予定がなくても、復職時に月72時間(月12日以上かつ日中6時間等)以上(休憩時間含む)の勤務であれば問題ありません。(復職後に提出いただく「就労証明書」、もしくは「復職証明書」で時間の確認を取ります。)

申込み時と復職時の就労時間が異なりますが、大丈夫ですか？

原則として、申込み時の就労時間で算定した指数と、復職時の就労時間で算定する指数が同じである必要があります。ただし、育児短時間勤務制度等を利用する場合は、勤務時間が月72時間(月12日以上かつ日中6時間等)以上(休憩時間含む)であれば、正規の勤務内容の指数で算定することになるため、申込み時より時間が短くなっても問題ありません。この場合、「就労証明書」の「12. 育児のための短時間勤務制度利用有無」に、変更後の勤務時間をご記載いただくことで、勤務時間の確認を取ります。

	申込み時	復職時
○	月160時間の勤務	育児短時間勤務利用で月72時間の勤務
×	月160時間の勤務	契約変更により、「正規の勤務時間」が月72時間に変更
×	月160時間の勤務	育児休業取得先では復職せず、 違う勤務先で「正規の勤務時間」が月72時間の勤務で復職

派遣社員ですが、復職先が未定でも問題ないですか？

復職先が未定でも問題ありませんが、申込み時に就労証明書で証明した時間と同条件で復職する必要があります。ただし、育児短時間勤務制度等を利用した復職も可能です。

	申込み時	復職時
○	派遣元A社、派遣先B社で育児休業を取得し、月160時間の就労証明書を提出し、申込み	派遣元A社、派遣先C社で月160時間の就労で復帰
○	派遣元A社、派遣先B社で育児休業を取得し、月160時間の就労証明書を提出し、申込み	派遣元A社、派遣先C社で、育児短時間勤務利用で月120時間の就労で復帰（正規の勤務時間は、月160時間）
×	派遣元A社、派遣先B社で育児休業を取得し、月160時間の就労証明書を提出し、申込み	派遣元A社、派遣先B社で、契約時間を変更し、「正規の勤務時間」が月120時間の就労で復帰

下の子の育児休業中ですが、上の子の転園の申込みはできますか？

育児休業取得中で申込みされた場合、入所月の翌月1日までに復職することが原則ですが、「上のお子さんが板橋区民（転入予定を含む）で、下のお子さんの育児休業前に認可保育施設・認可外保育施設・幼稚園に在籍している場合」のみ、復職予定なしでの転園申込みができます。その際、選考の指数は20点（保護者1 10点、保護者2 10点）の固定点となります（※地域型保育施設の卒園児を除きます）。

育児休業の延長を希望される方へ

令和7年度から、入所保留希望での申込みはできなくなりました。なお、申請書類の中の「**1**教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の「育児休業に関する項目」のうち「育児休業を取得しており、希望する施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」に☑した場合、選考指数を減点し、10点で利用調整を行います。ただし、希望する施設に欠員がある場合は、内定となります。

内定した場合、入所保留通知を発行することはできません。

※申請有効期間中に「育児休業を取得しており、希望する施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」の希望がなくなった場合は、「申込内容変更届」に入所希望への切り替えの旨を記載し、ご提出ください。

※「育児休業を取得しており、希望する施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択しての申込みができるのは、板橋区民のみです（転入予定を含む）。

【育児休業給付金の支給申請をされる方へ】入所申込書の写しが必要です

令和7年4月から、育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は、入所申込書全ての写し（区を受領印は不要）が必要になります。区に申込書を提出する前にご自身で写しを取り、保管してください。

なお、申込書の写しを取り忘れた場合で、郵送での送付を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒をお送りください。

※育児休業給付金の支給申請や支給期間の延長手続き等については、管轄のハローワークにご相談ください。